

論 文 概 評

氏 名	小林 仁
学位の種類	博士（経済学）
学位記番号	博人社甲第28号
学位授与年月日	令和3年3月25日
学位授与の要件	学位授与規則第3条第3項該当
学位論文題目	離職者訓練（委託訓練）の複合的機能に関する考察
論文審査委員	委員長 教授 金井 郁 委員 教授 禹 宗杭 委員 准教授 高端 正幸 委員 准教授 渋谷 百代

論文の内容の要旨

本論文は、失業者への公共職業訓練の一形態である民間教育訓練施設に委託して実施している「離職者訓練（委託訓練）」の実態と効果を重層的に考察することによって、離職者訓練（委託訓練）の機能を検討することを目的としている。この研究課題を設定する理由として、第1に、従来、離職者訓練は、国や都道府県が主体となり実施されてきたが、1990年代後半以降に民間訓練施設に委託（委託訓練）して実施する比率が高まり、民間訓練施設が離職者訓練の主要なアクターとなったことが挙げられる。しかし、公的訓練施設と比べて民間訓練施設による訓練の就職率が低いことが指摘されてきた。離職者訓練の主要なアクターとなった民間の委託訓練について、従来の研究では訓練終了3ヶ月後の就職率を指標としてその効果をはかってきたが、より長期の視点から賃金上昇や雇用形態の変化など多面的に効果が検討される必要がある。第2に、離職者訓練側の政策変化によって訓練対象者が拡大したが、このことは離職者訓練(委託訓練)において処理すべき問題が多様化することを示唆する。従来の職業能力の向上を目指すといった機能以外のことが離職者訓練(委託訓練)に求められるのではないかという問題意識のもと、本研究は支援の実態と訓練効果を考察することで、帰納的に離職者訓練(委託訓練)の機能を明らかにすることを試みるものである。

本研究の具体的な検討課題は以下の5点である。①多様（異質）な失業者がいるなかでどのような失業者が同じ職業訓練を受講しているのか、また彼・彼女らの職業訓練の位置づけはどうなっているのか、②誰が職業訓練の指導をしているのか、③どのような就職支援が行われているのか、また誰が支援しているのか、④訓練終了一定期間後（9ヶ月後）の状態は、1ヶ月後、3ヶ月後の状態と異なっているのか、異なっている場合はどのような層がどのように変化しているかである。その際、単に就職したかどうかだけでなく、雇用形態、賃金

水準、キャリアチェンジ等の変化についても分析を行う。

これらの課題にアプローチするために、民間教育訓練施設を対象に、受講者へのアンケート調査、職業訓練講師へのインタビューを実施して、量的・質的調査から分析を行った。

本論文は、序章と終章の他、4章で構成される。その章立ては次のとおりである。

序章 問題の所在と研究の目的

第1章 離職者訓練（委託訓練）受講者の類型化

第2章 職業訓練講師の意識と受講者への働きかけ

第3章 就職支援カリキュラムの違いはどのような効果をもたらすのか

第4章 離職者訓練（委託訓練）の効果に関する複眼的視点

終章 離職者訓練（委託訓練）の複合的機能に関する再考

分析・考察の結果、第1に同じ離職者訓練を受講する者は、性別や年代等の単なる一般的な属性だけではなく、学歴や前職の業種や職種、雇用形態等の人的資本においても多様性（異質性）が認められた（第1章）。また、就労困難要因を抱えている者も受講している（第2章）。制度上の受講プロセスからは、失業者の中でも雇用保険を受給しながら早期再就職の意欲が高い者が受講していると想定されているが、実際には、雇用保険無受給者や、障害者手帳保持者、メンタルヘルス不調者等も含め就労困難者に該当する者も離職者訓練（委託訓練）を受講していた。すなわち、政策スキーム上は、求職者支援訓練や障害者訓練等に該当すると思われる者も、離職者訓練（委託訓練）を受講していた。

また、主成分分析によって、受講者はⅠ層「配偶者がいる50代以降の非正規雇用を希望する者」、Ⅱ層「主な生計者で再就職がすぐに決まらなと考えている男性」、Ⅲ層「正規雇用にてキャリアチェンジと収入アップを希望する若年者」、Ⅳ層「主な生計者と同居している早期就職を希望している中年女性」に4類型化された。4類型化した受講者の職業訓練の位置づけは、Ⅱ層の「主な生計者で再就職がすぐに決まらなと考えている男性」ではスキル向上を図る意欲はあるが、訓練受講が再就職に有利になるとは考えておらず、再就職を目指すうえでの職業訓練の位置づけが不明確であることが示唆された（第1章）。ただし、訓練終了9ヶ月後までみると80%超の者が再就職をしている（第4章）。Ⅳ層「主な生計者と同居している早期就職を希望している中年女性」では、技能形成をして、再就職を目指すという職業訓練の位置づけが明確な層であった（第1章）。このように同じ職業訓練であっても、その受講目的は必ずしも同じではない。受講生が多様で、受講目的も多様であることから、職業訓練講師はクラス運営の難しさを語っている（第2章）。

第2に、離職者訓練（委託訓練）では、職業訓練指導員ではなく職業訓練講師が指導していた（第2章）。職業訓練講師は、職業訓練指導員とは入職経路が異なっている。職業訓練指導員は主体的に職業を選択しているのに対して、職業訓練講師は講師という職業を主体的に選択するものの職業訓練での講師については状況従属的であった。そのため、訓練生について再就職に向け積極的／消極的と二元論的な把握をする者も多く、就労困難要因の把握と対策が仕事としては認識されていなかった。

第3に、訓練による効果を長期的に多面的に検討した（4章）。訓練終了後1ヶ月後には

47.6%、3ヶ月後には81.6%、9ヶ月後には95.2%の者が再就職している。再就職するまでの期間は平均5.7ヶ月である。性別で見ると、1ヶ月後、3ヶ月後、9ヶ月後の順（以下同様）で、男性は25.9%→74.1%→88.9%で、1ヶ月後と9ヶ月後を比べると60ポイント以上の上昇となっている。女性は52.5%→83.3%→96.7%と男性よりも就職率が常に高いが1ヶ月後の就職率が高いことから上昇率は男性ほどではない。また年代別で見ると男女ともに40代での経時変化が大きく、男性は33.3%→83.3%→100%、女性は44.4%→83.3%→100%となっている。類型化したⅡ層の「主な生計者で再就職がすぐに決まらなと考えている男性」では28.6%→85.7%→85.7%となり、職業訓練の位置づけが弱い者であっても結果的には多くの者が再就職をしている。Ⅳ層の「主な生計者と同居している早期就職を希望している中年女性」では46.7%→84.4%→100%となっていた。再就職できなかった者は、定年退職者や出産を控えている者で、それ以外の者は9ヶ月後の時点では再就職していた。一方、正規雇用率は、全体で23.1%→34.0%→39.5%とそれほど高まらない。さらに、前職と比べ賃金上昇がみられた者は、訓練後9ヶ月後で男性26.1%、女性35.5%、全体33.8%であった。ただ、賃金上昇がなかったとしても、キャリアチェンジを実現できた者は37.4%おり、「仕事と家庭の両立」「仕事内容」「労働時間」等の満足度が上がっていた。

以上のように、離職者訓練（委託訓練）受講者は、訓練終了1ヶ月後の就職率はそれほど高くはないものの、3ヶ月後には70%超、訓練終了9ヶ月後まで見ると95%超が再就職している。採用されるまでの求人応募数は平均6.4社となり、60%以上の者が5社以下での応募数で採用が決まっていた。再就職までに時間がかかっている者は、それぞれが違う状況・問題（子育て、介護、自身の体調不良等）を抱えていることもあり、受講者自身にとっての問題が解決されない限り、就職活動ができない状況であったといえる。一方で、1か月後、3か月後、9か月後の男女別の就職率、正規雇用率、賃金上昇の変化をみると、訓練の効果以上に、労働市場の影響を受けていることも示唆される。

以上の離職者訓練（委託訓練）の実態と効果の考察から、機能を最後に検討した。まず、通常、訓練は職業能力の向上を目指すものであるが、離職者訓練（委託訓練）は非正規雇用者の訓練機会としても機能しているとした。第2に、離職者訓練（委託訓練）においても、自立支援的な機能が求められるようになっていくとした。ここで自立支援とは、就労に必要な準備や相談を含めた支援である。最後に、日本の雇用保険制度による所得保障はその期間が短いことに特徴があり、離職して失業状態にいることは、所得が保障されないことに等しく、多くの失業者にとっては、半ば強制的に再就職をしなければならないといった政策枠組みとなっている。日本の労働市場において、常に「働いている」ことが政策的にも社会規範としても求められる中で、再就職するまでの限られた時間と、公的に許される場という意味において、離職者訓練は「避難所」の機能があるといえるとした。

このように離職者訓練（委託訓練）においては、非正規雇用労働者への訓練提供機会としての機能や自立支援的な機能、自立支援的な機能に含まれるといえるが避難所として機能してきたといえる。先行研究では、職業訓練体系の中で、求職者支援訓練の意義や機能に注目が集まってきたが、本研究では既存の離職者訓練（委託訓練）側の機能も求職者支援訓練に近づく形の変化を捉えたといえる。

日本では失業給付受給期間が短いことで失業しても短期間しか所得保障がされず、短期間

の離職者訓練（委託訓練）しか受講できない構造自体が離職者訓練の効果を限定的なものにしており、「職業能力の向上を目指す」機能そのものが弱いといえる。そうした構造の中で、離職者訓練（委託訓練）の対象者は広がり、訓練自体も複合的な機能を持つようになっていく。離職者訓練（委託訓練）の政策効果をどこに置くのか、支援の対象者の範疇、就労困難度合いの把握の仕方、支援のあり方を政策的に検討しなおす必要があるだろう。その際、本研究から明らかになったのは政策評価として一義的に求められる就職率を見直す必要があるということである。

論文審査の結果の要旨

本論文の意義をまとめると、次のようになる。本研究は、離職者訓練（委託訓練）の実態と効果を検討することから、機能を考察することを目的としている。それは、公共職業訓練のなかで、離職者訓練（委託訓練）が量的にも政策的な位置づけにおいても重要視されると同時に、離職者訓練の対象者の範疇も広がり、処理すべき問題が多様化することが示唆される中で、職業能力の向上を目指すだけでなく、離職者訓練（委託訓練）の機能も多様化するのではないかという問題意識からである。民間教育訓練施設を対象に、受講者へのアンケート調査、職業訓練講師へのインタビューの実施をとおして、量的・質的調査を行い、分析を行った。特に、訓練前、訓練後1か月、3か月、9か月の時系列データを収集し、同じ離職者訓練にどのような属性の者が参加しているのか、訓練をどのように捉えているのか、そうした属性の違いとその後の就職とはどのように関係しているかを検討した。先行研究で十分考察しなかった点を詳細に検討しており、大変貴重な研究といえる。効果としての就職についても、就職できたかどうかだけでなく、雇用形態、前職と比較した時の賃金水準、キャリアチェンジの有無、満足度など多角的に明らかにしている。

本論文によってなされた事実発見としては以下のことが認められる。第1に、同じ離職者訓練を受講する者は、性別や年代等の単なる一般的な属性だけではなく、学歴や前職の業種や職種、雇用形態等の人的資本においても多様性（異質性）が認められた。これらの受講者の職業訓練の位置づけは、スキル形成を目的とすることや再就職を目的とするなど異なっている。このように同じ職業訓練であっても、その受講目的は必ずしも同じではないため、職業訓練講師からはどのような目標設定とすればいいのか、クラス運営の難しさも語られている。

第2に、離職者訓練（委託訓練）では、職業訓練指導員ではなく、職業訓練講師が指導し、就職支援はキャリアコンサルタントやキャリアコンサルティング技能士の有資格者、ジョブ・カード作成アドバイザーが担っていた。このように職業訓練講師と就職支援講師が別の者によって担われることが多いのが民間施設による離職者訓練（委託訓練）の特徴であった。こうした特徴により、就職支援と技能形成を生み出す職業訓練が一貫性をもったものとなっているのか、その課題を指摘した。

第3に、訓練による効果を期間別に多義的に検討したことから次のことが明らかとなっ

た。訓練終了後1ヶ月後には47.6%、3ヶ月後には81.6%、9ヶ月後には95.2%の者が再就職しており、再就職するまでの期間は平均5.7ヶ月である。特に、男性や40代での就職率の経時変化が大きく訓練終了後1か月後から9か月後の就職率が大幅に上昇していた。また、第2章で明らかにした職業訓練の位置づけが弱い者であっても、早期の1か月後の就職率は低かったが、9か月後には多くの者が再就職をしていることも明らかになった。一方、どの期間をとっていても正規雇用率は、高くはない。さらに、前職と比べ賃金上昇がみられた者は、全体で3割程度であった。

総じて、離職者訓練（委託訓練）は、職業訓練にて技能形成・就職支援を行い、早期再就職、安定的雇用、賃金上昇などの効果を期待するものとされる。しかし、本研究を通して民間施設による事務系職種訓練の実態としては、就職には結びつくものの、必ずしも早期再就職、正規雇用、賃金上昇には貢献していないということが明らかになった。こうした事実発見については審査委員会の中で高く評価された。特に、同一の訓練受講者を訓練前から訓練中、訓練後1か月、3か月、9か月の就労実態や意識および属性を類型化して明らかにしたこと、従来、データが欠如していたことにより不明であった職業訓練の多義的・長期的効果を経時的に示したこと、労働政策上、離職者訓練に付与されている機能以上の機能を有していることを明らかにしたことから、労働政策研究への明確な貢献が認められる。

一方、本論文の抱えている課題も提起された。本論文では、離職者訓練（委託訓練）の機能について、非正規労働者への訓練提供機会としての機能、自立支援的な機能、避難所としての機能を有しているという結論としている。審査では、この機能について、特に自立支援機能は実証部分においては、公式の訓練プログラムとしてではなく、非公式に職業訓練講師が担っていることについて、独立した機能として解釈していいのかどうか、検討の余地があることが指摘された。また、避難所機能を自立支援機能の一側面としてとらえる点についても、就労に必要な準備をする期間ではなく、訓練期間そのものを避難所機能として捉える方が、本論文の意義をはっきりと提示することができるのではないかとの指摘がなされた。そのほか、本論文において避難所機能を離職者訓練（委託訓練）の中に積極的に位置づけていこうとしているのかどうかをはっきり結論で明示した方がいいという指摘もされた。これに関連して、この論文の実証分析を検討した結果、離職者訓練（委託訓練）の政策効果をどこに置き、支援の対象者の範疇、就労困難度合いの把握方法、支援のあり方にどのような示唆があるのかを明示した方がいいとの指摘もあった。

しかし、これらは今後に残された課題というべきで、審査委員会は、離職者訓練（委託訓練）の実態と効果を実証的にとらえ、そこからどのような機能を有しているかを検討した点で、本研究が博士論文としての要件を満たしていると判断し、全会一致で合格と判定した。